

移動等円滑化取組計画書

令和6年8月30日

住 所 青森県八戸市大字新井田字小久保頭4番地1  
事業者名 八戸市交通部  
代表者名（役職名及び氏名）  
八戸市長 熊谷雄一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- 当部が保有する乗合バス車両の令和5年度末時点のノンステップバス導入率は73%となっているが、今後も車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進する。

(2) 旅客支援についての情報提供、教育訓練に関する事項

- 車椅子の乗降補助やベビーカー等での利用方法について、バス待合施設やホームページで周知を行う。
- 車椅子等の乗降補助について、乗務員が適切に対応できるよう研修を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの導入	車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー設備を用いた役務の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乗降用スロープ板を設置し、乗務員による乗降支援を行う。</li> <li>●聴覚の障がいがある方のために、車内に「筆談により案内する」旨の掲示をし、筆談用具を設置する。</li> </ul>

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車椅子・ベビーカー利用方法の掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車椅子・ベビーカー等でのバス利用方法についてホームページに掲載する。</li> <li>● 待合室等に車椅子・ベビーカー等でのバス利用方法について掲示する。</li> </ul>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内における情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運賃表示器の情報表示画面を活用し、運行に関する情報の充実を図る。</li> </ul>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車両によりスロープの取付方法が異なるため、どの車両でもスムーズに対応できるように、乗務員を対象とした、高齢者・障がい者等の方の乗降支援に関する研修を年1回以上実施する。</li> </ul>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリーに対する広報及び啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 席ゆずりあいに関するステッカーや、円滑利用を促すステッカー（マタニティマーク、ベビーカー、ヘルプマーク、優先席表示等）を掲示する。</li> <li>● 段差のある車両については、注意喚起を促すステッカーを掲示する。</li> </ul>

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者が多いバス停留所施設に上屋を設置する。</li> <li>● ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を部内で共有するとともに、取組みの改善に活用する。</li> <li>● バリアフリー推進のための啓発活動を実施する。</li> </ul>
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

ホームページにて公表する。
---------------

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

## 移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2023年度）

住 所 青森県八戸市大字新井田字小久保頭4番地1  
 事業者名 八戸市交通部  
 代表者名（役職名及び氏名）  
 八戸市長 熊谷 雄一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	平成30年度末時点のノンステップバス導入率は39%にとどまっているため、車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進し、3年間（令和3年度末までに）で70%以上を目標とする。	ノンステップバスの令和5年度末の導入率は73%となった。

## ② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
運賃支払いのスムーズ化	ICカードを導入し、積極的な活用を促すことで、支払い及び乗降をスムーズに行う。	令和5年度でICカード利用率は87%となった。

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子・ベビーカー利用方法の掲載	車椅子・ベビーカー等でバスを利用したことがない利用者のために利用方法をホームページに掲載する。	車椅子だけでなく、ベビーカーの利用方法もホームページに掲載し、周知を図った。

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供	運賃表示器をデジタル式から液晶型へ更新し、視認性の向上を図る。 (平成30年度末の液晶型運賃表示器導入率は33%。)	液晶型運賃表示器を33台購入し、令和4年度末の導入率は100%。令和4年度末時点で全台更新しており視認性の向上が図られた。

## ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	車両によりスロープの取付方法が異なるため、どの車両でもスムーズに対応できるように、乗務員を対象とした、高齢者・障害者等の方の乗降支援に関する研修を年1回以上実施する。	全ての乗務員に対して研修を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・老朽化が見られる上屋(1箇所)の更新を行った。

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表する。

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフトを備え たもの		計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	
															計
前年度車 両数	115	115	83	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	7	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末車 両数	111	111	81	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。